

設計業務委託特記仕様書

委託業務名	竹原西小学校公共下水接続工事に伴う 設計業務委託
履行場所	竹原市竹原町2440番地
履行期間	契約日の翌日～令和3年8月31日

令和3年度

建築設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 竹原西小学校公共下水接続工事に伴う設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 施設名称 | (竹原西小学校) |
| (2) 敷地の場所 | (竹原市竹原町2440番地) |
| (3) 施設用途 | (小学校) |
| (4) 延床面積 | (本館2637.58㎡ 新館1,173㎡ 屋内運動場1178.19㎡ プール52.76㎡) |

3. 適用

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載された特記事項については「○」の印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「※」印を適用する。

「○」印と 印が付いた場合は共に適用する。

4. 設計と条件

(1) 改修工事内容

- 公共下水接続工事
- 浄化槽撤去工事
- 想定工事費 2,300万

(2) 基本方針

- 公共下水整備に伴い、既設排水配管の切り替えを行う。また、切替え工事に伴う学校運営への影響は、極力、最小限となるように計画すること。
- 学校運営しながらの改修工事となるため、動線計画・騒音・振動対策に配慮した工程計画とし、十分な安全対策が確保できる仮設計画を立案すること。
- 工法・材料・機器類等の選定に当たっては、価格・実績・市場の流動性・維持管理の容易性等十分な比較検討をして採用すること。

(3) その他

- 屋外トイレ(グラウンド)は、廃止予定。その他の排水箇所の変更はないものとする。また、外部排水箇所は、直接雨水が流入しないよう配慮する必要がある、現地調査を行い設計すること。必要に応じて、設備の移設等を含めて立案すること。

II 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成21年4月31日国営整第173号）による。

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- ・ 建築（構造）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 電気設備実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）
- 機械設備（昇降機を含む）実施設計に関する標準業務（設計意図の伝達業務を除く）

(2) 追加業務の内容及び範囲

- 積算業務（積算数量調書の作成は、R I B Cにより行う。）
 - ・ 建築積算（積算数量算出書の作成，積算数量調書の作成，単価作成資料の作成，見積の徴集，見積検討資料の作成）
 - 電気設備積算（積算数量算出書の作成，積算数量調書の作成，単価作成資料の作成，見積の徴集，見積検討資料の作成）
 - 機械設備積算（積算数量算出書の作成，積算数量調書の作成，単価作成資料の作成，見積の徴集，見積検討資料の作成）
- ・ 透視図作成
〔種類（透視図） 判の大きさ（ ） 枚数（ ） 額の有無（有） 材質（ ）〕
- ・ 透視図の写真撮影
〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）〕
- ・ 模型製作
〔縮尺（ ） 主要材料（ ） ケースの有無（ ） 材質（ ）〕
- ・ 模型の写真撮影
〔カット枚数（ ） 判の大きさ（ ） 白黒・カラーの別（ ） 電子データ（ ）〕
- ・ 計画通知，確認申請手続き業務（手数料の納付は含まない）
- ・ 関係法令等に基づく各種申請手続き業務
（標識看板の作成，設置報告書等の届出）
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続き業務
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- ・ リサイクル計画書の作成
- 概略工事工程表の作成
 - ・ 営繕事業広報ポスターの作成
 - ・ 建築物の利用に関する説明書の作成
 - ・ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
 - ・ 日影図の作成
 - ・ 総合的な環境保全性に関する検討・評価資料の作成
 - ・ 建築場所についての検討業務
 - ・ 地質調査業務（別紙参照）

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。
- d. 調査職員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに調査職員に提出する。

(2) 適用基準等

本業務に国土交通省が制定する以下に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。なお「番号等」に「〇〇版」とあるのは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修した出版物等を指す。

- | | | |
|----------------------------|---------|-----|
| a. 共通 | (番号等) | |
| ○ 官庁施設の基本的性能基準 | (最新版) | |
| ・ 官庁施設の企画書及び設計説明書作成要領 | (最新版) | |
| ・ 官庁施設の総合耐震計画基準 | (最新版) | |
| ・ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 | (最新版) | |
| ・ 検察庁支部、法務局支局等庁舎設計基準 | () | ・貸与 |
| ・ 税務署庁舎設計標準 | () | ・貸与 |
| ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準 | () | |
| ・ 官庁施設の環境保全性に関する診断・改修計画基準 | () | |
| ・ 官庁施設のエバーサルデザインに関する基準 | (最新版) | |
| ・ 省エネルギー建築設計指針 | () | ・貸与 |
| ・ 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(案) | () | |
| ・ 建築設計業務等電子納品要領(案) | () | |
| ・ 建築CAD図面作成要領(案) | () | |
| ○ 公共建築工事積算基準 | (最新版) | |
| ○ 公共建築工事共通費積算基準 | (最新版) | |
| ○ 公共建築工事標準単価積算基準 | (最新版) | |
| ○ 建築物解体工事共通仕様書 | (最新版) | |
| ・ 建築工事における建設副産物管理マニュアル | () | |
| ・ | () | ・貸与 |
| ・ | () | ・貸与 |
| b. 建築 | | |
| ・ 建築工事設計図書作成基準 | (最新版) | |
| ・ 敷地調査共通仕様書 | (最新版) | |
| ・ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) | (最新版) | |
| ・ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) | () | |
| ・ 建築設計基準 | (最新版) | |
| ・ 建築構造設計基準 | (最新版) | |
| ・ 建築工事標準詳細図 | (最新版) | |
| ○ 構内舗装・排水設計基準 | (最新版) | |
| c. 建築積算 | | |
| ・ 公共建築数量積算基準 | (最新版) | |
| ・ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) | (最新版) | |
| ・ 公共建築工事見積標準書式(建築工事編) | (最新版) | |
| ・ 営繕工事積算チェックリスト(建築工事編) | (最新版) | ・貸与 |

d. 設 備

- 建築設備計画基準 (最 新 版)
- 建築設備設計基準 (最 新 版)
- 建築設備工事設計図書作成基準 (最 新 版) ・貸与
- 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築設備工事標準図 (機械設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (機械設備工事編) (最 新 版)
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準 ()
- 建築設備耐震設計・施工指針 (最 新 版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (最 新 版)
- 食品ごみ処理設備設計計画指針 () ・貸与

e. 設備積算

- 公共建築設備数量積算基準 (最 新 版)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (設備工事編) (最 新 版)
- 公共建築工事見積標準書式 (設備工事編) (最 新 版)

(3) 提出書類

a. 業務実績情報の登録の要否

・ 要

受注者は、公共建築設計者情報システム (PUBDIS) に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の承諾を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録 (調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。

○ 不要

b. 提出書類及び資料 (成果品)

- 着手通知書 1 部
- 業務工程計画表 1 部
- 管理技術者選任通知書 1 部
- 見積依頼先名簿届 1 部
- 期間別業務履行報告書 1 部 (月 2 回提出 業務の進行状況のわかる資料を添付すること)
- 設計図 (原図)
- 設計図 (CADデータ)
- 決裁用折図 1 部
- 契約用図面 2 部
- 設計書 (RIBCデータ)
- 概略工程表 1 部
- 住民説明等に必要な資料の作成 (法令等に基づくものを除く。) 1 部
- 製本図面
- 各種数量調書・積算資料
- 成果品納入書 1 部
- 委託業務完了通知書 1 部
- 引渡書 1 部

(4) 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- a. 管理技術者の氏名，生年月日，所属・役職，保有資格，実務経験年数
- b. 各主任担当技術者の担当分野，氏名，生年月日，所属・役職，保有資格，実務経験年数
- c. 担当技術者の分担業務分野，所属・役職，氏名，年齢，保有資格，実務経験年数
- d. 協力事務所の名称，代表者名，所在地，分担業務分野，協力を受ける理由及び具体的内容
(協力者がある場合)
- e. 分担業務分野，具体的な業務内容，追加する理由及び主任担当技術者の氏名，生年月日，所属，役職，保有資格，実務経験年数
- f. 業務工程表
- g. 業務実施体制表
- h. その他、調査職員が必要に応じ指定する事項

(5) 担当技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。なお，受注者が個人である場合にあってはその者，会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第2条第2項に規定する一級建築士又は，建築士法第2条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有する者

主任技術者の資格要件は次による。なお，受注者が個人である場合にあってはその者，会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

・

(6) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
 - ・ 既存建築物設計図書一式
 - ・ 既存工作物設計図書一式

b. 既存資料

- ・ 設計図書（本館工事，増築工事，屋内運動場工事，プール工事）
- ・
- ・

c. 資料の貸与及び返却

貸与資料	適用
・ 適用基準等のうち， ・ 貸与に○印の付いたもの ・ ・ ・	

貸与場所（ 都市整備課 ） 貸与時期（ 業務開始時 ）
返却場所（ 都市整備課 ） 返却時期（ 業務完了時 ）

(7) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い，速やかに記録を作成し，調査職員に提出する。

- 業務着手時
- 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- 定期打合せ（ ）
- その他（ ）

(8) その他，業務の履行に係る条件等

- 指定部分の範囲（ ）
 - ・ 指定部分の履行期限（ ）
- 成果物の提出場所（ 都市整備課 ）
- 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータについては，当該施設に係る工事の請負業者に貸与し，当該工事における施工図の作成，当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することができる。

d. 写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は，次の事項を条件とすること。

- ① 写真は，国が行う事務並びに国が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において，著作者名を表示しないことができる。
- ② 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし，あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は，この限りではない。）
 - 1) 写真を公表すること。
 - 2) 写真を他人に閲覧させ，複写させ，又は譲渡すること。

2. 成果物, 提出部数等

(1) 実施設計

成果物等	原図	陽画焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
a. 建築（総合） ・ 建築（総合）設計図 建築物概要書 仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 部分詳細図（断面含む） 建具表 総合仮設計画図 ・ 建築確認申請図書 ・ 工事費概算書				
b. 建築（構造） ・ 建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ・ 建築確認申請図書 ・ 構造計算書 ・ 工事費概算書				

成果物等	原図	陽画焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
c. 電気設備 ◎ 電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 静止形電源設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 テレビ電波障害防除設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 ・ 建築確認申請図書 ・ 電気設備設計計算書 ・ 電気設備工事費概要書 ・ 工事費概算書	A2 1部 A3 1部		二つ折 製本 二つ折 製本	A3判 2部 A4判 1部

成果物等	原図	陽画焼	製本 形態	適用 (A1版以外は特記)
e. 建築積算 ・ 建築工事積算数量算出書 ・ 建築工事積算数量調書 ・ 見積書等関係資料 ・ 営繕工事積算チェックリスト ・ () ・ ()		1部 1部 1部		ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共
f. 電気設備積算 <input checked="" type="radio"/> 電気設備工事積算数量算出書 <input checked="" type="radio"/> 電気設備工事積算数量調書 <input checked="" type="radio"/> 見積書等関係資料 ・ () ・ ()		1部 1部 1部		ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共
g. 機械設備積算 <input checked="" type="radio"/> 機械設備工事積算数量算出書 <input checked="" type="radio"/> 機械設備工事積算数量調書 <input checked="" type="radio"/> 見積書等関係資料 ・ () ・ ()		1部 1部 1部		ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共 ファイル閉じ・CD-R 共
h. その他 ・ 透視図 ・ 透視図の写真 ・ 模型 ・ 模型写真 ・ 防災計画書 ・ 省エネルギー関係計算書 ・ リサイクル計画書 ・ 設計説明書 <input checked="" type="radio"/> 概略工事工程表 ・ 住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。） ・ 建築物総合環境性能評価システム（CASBEE） ・ グリーン庁舎評価システム（GBES） ・ グリーン診断・改修計画システム（GBES-Re）	1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部 各1部	()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部 ()部		A3判

<ul style="list-style-type: none"> ・ 地質調査報告書 		一式	別紙参照
<ul style="list-style-type: none"> i. 資料 ⊙ 各種技術資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 構造計算データ ・ 各記録書 ⊙ CADデータ (Jww) <ul style="list-style-type: none"> ・ () ・ () 		1部 2部	ファイル閉じ・CD-R共 CD-R

- (注) : 建築 (構造) の成果物は, 建築 (意匠) 実施設計の成果物の中に入れることができる。
: 積算数量算出書の作成は, 営繕積算システムR I B C ((財) 建築コスト管理システム研究所による)。
: 設計図は, 適宜, 追加してもよい。
: 成果物は, 調査職員の指示により, 製本とする。

区分		一般構造(図面の縮尺及び注意事項)		参考枚数		
実施設計	建築設計	建築	共通仕様書	仕様書の指定及び一般事項		
			特記仕様書	特に指定, 指示する事項及び共通仕様書に準拠しない事項		
			改修平面図	1/100・1/200		
	設備設計	電気設備	特記仕様書			1
			平面図			2
			制御盤回路図・分電盤回路図			2
		機械設備	特記仕様書			2
			工事概要・附近見取り図・配置図			1
			校舎平面図(改修前)			2
			校舎平面図(改修後)	1/100・1/200		2
			配管勾配図(校舎)	1/50・1/100	必要な場合だけ	1
			浄化槽設備図(改修前)	1/50・1/100		1
			浄化槽設備図(改修後)	1/100		1
			浄化槽電気設備(既存)			1
			原水ポンプ槽詳細図			2
			プール平面図(改修前)			1
プール平面図(改修後)			1			
配管勾配図(プール)			1			
各種詳細図(改修前・改修後)			1			
仮設計画図			2			
	積算	総合	内訳書ファイル(工事内訳書) 数量計算書, 見積比較表, 見積り書等の作成	1式		
備考欄						
<p>①改修前後がわかるように図面を作成すること。</p> <p>1 設計図の作成は, 概ね上表によるものとする。ただし, 建物内容及び図面構成に応じて併記してもよい。</p> <p>2 この表にないもの又はこの表によることが適当でないものは, 適宜作成する。</p> <p>3 設計図書の最低必要枚数は, 概ねA 2 版- 24 枚程度とする。</p> <p>4 各図面の縮尺については, 当該縮尺に○印を付け, 無印の場合は, 協議の上決定する。</p> <p>5 補修改修図については, 補修前の状態と比較できるものとする。</p>						